

## 間伐・造林促進事業補助のお知らせ

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、森林環境譲与税を活用して、山林の所有者が実施する間伐・造林に要する費用の一部を補助するための制度です。

### 補助対象事業

間伐を実施し間伐材を搬出し、造林を実施する事業を行い、森林整備に係る国庫補助事業として採択されている事業

### 補助対象者

1. 吉野川市内に山林を所有する個人
2. 1. に定める者から委任された業者および団体

### 補助対象経費

事業の種類	補助率
間伐実施事業 (切捨間伐)	1ヘクタール当たりの標準単価の10%以内
間伐材利用促進事業 (搬出間伐)	1ヘクタール当たりの標準単価の25%以内
造林事業	1ヘクタール当たりの標準単価の10%以内

※造林事業については、植え付け事業のみが対象となります。  
※標準単価については、国庫補助事業の標準単価を基準としています。

### 申請に必要なもの

1. 事業を実施する場所の位置図
2. 事業を実施する場所の写真  
(事業を実施する前のもの)
3. 山林を所有していることが確認できる書類
4. 申請者と土地所有者が異なる場合は、委任状などの書類

問い合わせ | 農林業振興課  
☎ 22-2228 FAX 22-2237

## 吉野川市公の施設の使用料見直しに関するガイドライン

公の施設の使用料については、合併後20年が経過した現在でも統一運用に至っておらず、施設間で不均衡が生じています。減免措置についても多くの施設で明確な基準がなく、運用範囲にばらつきがあります。このため公の施設の使用料と減

## 電気式生ごみ処理機を試してみませんか？

電気式生ごみ処理機の普及促進を目的として、家庭用電気式生ごみ処理機を無料で貸出しています。電気式生ごみ処理機の使い心地や、生ごみ処理機を活用することで、どれだけごみが減量できるか体験してみませんか？

### 対象者

市内在住で、電気式生ごみ処理機の設置場所を屋内に確保でき、適正に維持管理できる方。

### 貸出期間

1世帯1回まで。貸出期間は14日以内。ただし、14日目が閉庁日のときは翌開庁日。

### 貸出機種

シマ(株) 家庭用生ごみ減量乾燥機「パリパリキュー」および「パリパリキューライトα」

### 申し込み

事業推進課(市役所本館2階)まで運転免許証や個人番号カードなどの本人確認書類をお持ちください。

※貸出する生ごみ処理機は数に限りがありますので、電話などによる事前確認が必要です。

### 注意事項

利用した方に、市の実施するアンケートの提出をお願いします。



問い合わせ | 貸出し | 申し込み | 事業推進課  
☎ 22-2287 FAX 22-2247



市ホームページ  
二次元コード

免措置について、統一的な見直しを図るため、この度ガイドラインを策定しました。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ | 市長公室 | ☎ 22-2203 FAX 22-2244

## 狩猟免許取得補助事業～あなたもハンターになりませんか？

新たに狩猟免許(銃猟・わな猟・網猟)を取得し市地区猟友会(以下、地区猟友会)に加入した方、また、新たに狩猟免許を取得した地区猟友会員の方を対象に、その取得に要する経費を助成します。

### 交付対象者(次の全てに該当する方)

- ①市内に住所を有する方
- ②令和5年4月1日以降に狩猟免許を取得した方
- ③狩猟免許を取得した日から2年を経過しない日までに、地区猟友会に所属している方

### 交付対象経費

- ①徳島県が行う狩猟免許試験に係る手数料
- ②一般社団法人徳島県猟友会が行う講習(狩猟免許試験のためのものに限る)の受講に係る費用

### 申請に必要なもの

- ①吉野川市狩猟免許取得補助金交付申請書(様式第1号)
- ②取得した狩猟免許に係る狩猟免許の写し
- ③交付対象経費に係る領収書などの写し
- ④補助金振込先の口座番号がわかるもの

### (参考)

- 令和7年度狩猟免許試験日程  
8月31日(日)、10月26日(日)、令和8年1月25日(日)

問い合わせ・申し込み

徳島県東部農林水産局

林業振興担当 ☎ 088-626-8582

### ○狩猟免許試験初心者講習会

狩猟免許試験の同時期頃に開催

問い合わせ・申し込み

徳島県猟友会 ☎ 088-623-1617

詳しい申し込み方法などは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ  
二次元コード

問い合わせ | 申し込み | 農林業振興課  
☎ 22-2228 FAX 22-2237

## 森林作業機械購入補助事業のお知らせ

森林整備および里山林の保全管理のため、森林環境譲与税を活用して、森林作業機械の購入を補助する事業です。

**補助対象者** 市内に住所を有する個人または法人

1. 森林法で定められた森林を市内に所有する者
2. 森林法で定める市内に在する森林について、伐採の権原を有する森林管理を実施する団体

**補助対象経費** 森林の整備および里山林の保全管理に必要な機械の購入に必要な経費で、機械は新品の物で1台まで

※対象機械はチェーンソー・チップパーなどの森林作業機械  
※補助金額は購入価格の2分の1で、上限は25万円

### 申請に必要なもの

1. 補助対象費用の見積書の写し
2. 機械の仕様などが確認できる書類またはカタログの写し
3. 所有している森林の位置図および森林を所有していることが確認できる書類

詳しい申込方法などは、市ホームページを確認するか農林業振興課へ問い合わせください。

問い合わせ | 申し込み | 農林業振興課  
☎ 22-2228 FAX 22-2237

## 9月10日は『下水道の日』です 下水道への接続にご協力ください

公共下水道の供用開始区域内に建物を所有されている方へ

下水道は、衛生的で住みやすい生活環境の実現や、川や海の自然環境の保全など、私たちが健康で文化的な生活を続けていく上で大きな役割を担っています。下水道が整備された地域にお住まいの方や建物を所有している方で、まだ接続が完了していない方は、早期の接続をお願いします。

下水道への接続工事は個人負担となり、経済的負担を伴いますが、本市では「水洗便所等改造奨励金」を設け、接続工事に係る費用の助成を行っています。

### 【水洗便所等改造奨励金】

処理区域となった日から1年以内に  
宅内工事完了の場合……………50,000円  
処理区域となった日から2年以内に  
宅内工事完了の場合……………25,000円  
※交付には一定の条件があります。

問い合わせ | 下水道課  
☎ 22-2258 FAX 22-2254

